



タウンロック 蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2020 若者特別賞

まるやま ゆうき  
丸山 祐樹 さん



“合鍵作りや鍵交換を依頼しに店に行ったらできないと言われた” 鍵に関する苦い経験をしたことはありませんか? 「もっと手軽に相談できる、身近な鍵屋さん」のビジネスプランで、昨年度のビジネスプランコンテスト若者特別賞に選ばれた丸山さんにお話を伺いました。

**鍵屋になった理由は・・・**

様々な職業を経ながら独立起業を目指し、鍵の学校で知識と技術を身に付け、鍵屋になった丸山さん。鍵屋を目指した理由にはお父さんの影響もあるのか? 「父が渡辺謙さん主演のドラマ『鍵師』が好きで、『鍵屋になりたい』と言っていたのが少しだけ心に残っていたんです(笑) いつでも一定の需要がある、地に足の着いた仕事だと考えて、目指すことにしました。」ビジネスプランコンテストに応募した理由は、共にシェアショップしている方が先に応募・受賞したことに奮起したため、だそうです。「コンテストは自分の仕事やビジネスプランを客観的に評価してもらえる貴重な場でした。これから事業を始める方にも、挑戦してみたいです。」

**もしも友人に鍵屋がいたら?**

Youtuber として情報発信もしている丸山さんの投稿した動画には、かなりの再生数をあげているものも! 「鍵に興味を持つ人は常にいますので、Youtube にも需要があるかな、と。他にも刃物研ぎの仕事もしており、3本柱の仕事での多角的な経営を目指しています。」とのこと。

鍵屋さんとしても、LINE を使った独自のサービスを展開しています。「鍵に関するトラブルは多いですが、もしも友人に鍵屋がいたら、LINE で鍵の写真を見せて相談するはず。そこでLINE で相談やお見積りをするサービスを行っています。不要不急の外出も防ぎ、コロナ禍にも合っています。いつでも気軽に相談できる鍵屋でありたいな、と考えています。」

**継続は力! チャンスはいつかくる**

起業を目指す方へ、アドバイスを伺いました。「とにかく継続させることが大事だと思います。自分もYoutuber を始めた頃は再生数が伸びないし、鍵屋も注文が少なく悩んだ時期も。でも続ければ必ず転機はある。諦めずに頑張りましょう。」また最後に町の鍵屋さんとして市民のみなさんへ。「トラブルが起きた時、広告を見て業者を呼んだら高額請求されたという詐欺が増えています。普段から信頼できる鍵屋を見つけ、慌てずに相談してください。」

「タウンロック」のホームページはこちら⇒



令和4年(2022年)年4月1日から成年年齢が18歳になります!  
～Part IIクレジット契約の仕組みと注意点～

消費生活センター (本庁舎 2階)  
☎(23) 8899 / FAX (23) 8820

近年、キャッシュレス決済が急速に普及し、成年年齢(18歳)になると作ることができるようになるクレジットカードは、商品やサービスを、後払いで入手でき大変便利です。

しかし、忘れてならないのは、**クレジット契約は『借金』である**ということです。

**クレジット契約とローン契約の違い**

**クレジットカード契約** クレジットは、ショッピングなどの代金を、カード会社に立て替えてもらうことで、消費者、カード会社、販売店の三者間契約です。(※クレジットとは「信用」を表す言葉)

・消費者は買い物の際にクレジットカードを提示(サイン) → ・販売店は商品やサービスの提供 → ・カード会社は代金を立て替え、販売店に支払う → ・消費者は契約に従い代金(と手数料)をカード会社に支払う

**ローン契約** ローンは、金融機関から直接お金を借りることで、消費者と金融機関の二者間契約です。(※ローンとは「お金を貸す」という意味を表す言葉)

・消費者は金融機関に借入の申し込み → ・金融機関は信用調査をしてお金を貸し付け → ・消費者は契約に従い利息とともに金融機関へ返済

**クレジット・ローンの支払い方法**

- ・1回払い: 代金を翌月又は翌々月に一括で支払う方法(金利・手数料は不要)
- ・2回払い: 代金を2回に分割して支払う方法(金利・手数料は不要であることが一般的。一部のカード会社では必要な場合もある)
- ・ボーナス一括払い: 代金を夏または冬のボーナス月に一括で支払う方法(金利・手数料は不要)

- ・分割払い: 3回以上の回数を指定し、代金を分割して毎月支払う方法(金利・手数料がかかる)
- ・リボルビング払い(リボ払い): 利用金額にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払う方法(金利・手数料がかかる)

**『信用』は大切な財産**

ローンやクレジットは、契約と信用により成り立っています。ローンやクレジットを契約する時は、「確実に返済できる人物だ」という信用が、判断基準となります。支払いが滞ると自分の信用情報に傷がつき、住宅や車のローン審査が通らないなど、不利益が生じることもあります。

**返済困難にならないために**

クレジットカードのリボ払いは、利用金額にかかわらず、月々の支払いを一定にできる利点の一方で、借入残高に対して手数料が発生し負担が大きくなりやすく、利用件数が増えると支払い終期が分かりにくい点があり注意が必要です。カードの中には、リボ払い専用のものや初期設定がリボ払いになっているものがあります。支払い方法は必ず確認しましょう。

返済困難にならないために、所持するカードの枚数を抑え、利用明細は毎月確認し、引き落とし額は、引き落とし日前日までに入金しておきましょう。

次号は「Part III～新成人が巻き込まれやすいトラブルと契約の取り消し方法～」をお届けします。

消費生活センター (本庁舎 2階) ☎(23) 8899 / FAX (23) 8820

**相談業務の案内**

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先	相談	日時	場所/問合先
<b>弁護士相談(事前に要予約)</b> (弁護士が法的な見解等を助言)  ※予約受付中 4月以降の日時は次号でお知らせします。  ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	3月11日(金)、25日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	<b>人権相談</b>  <b>配偶者等からの暴力(DV)相談</b>  <b>いじめ相談電話</b>  <b>青少年相談</b> (非行問題・不登校など)  <b>家庭児童相談(0～17歳の子 もとその家族)</b>  <b>児童虐待相談</b>  <b>婦人・ひとり親家庭相談</b>  <b>障がい児者相談(福祉サービスの 利用・障がい理由とする差別・合 理的配慮及び虐待防止)</b>  <b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
	3月17日(木) 10時～12時	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830		月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
	3月22日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 市民生活課 ☎(21)2122		月～金曜日 9時～17時 ※土日祝日・時間外は 事前に予約が必要	本庁舎/青少年育成センター ☎(24)0667 メール: gakyu03@city.tochigi.lg.jp 本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 メール: gakyu03@city.tochigi.lg.jp
<b>法律相談(事前に要予約)</b> ※栃木市社会福祉協議会主催	3月1日(火)、15日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 /社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294	<b>家庭児童相談(0～17歳の子 もとその家族)</b>  <b>児童虐待相談</b>  <b>婦人・ひとり親家庭相談</b>  <b>障がい児者相談(福祉サービスの 利用・障がい理由とする差別・合 理的配慮及び虐待防止)</b>  <b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支 援課内) ☎(21)2227
<b>宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始: 3/1(火) 8時30分～</b>	3月18日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	<b>児童虐待相談</b>  <b>婦人・ひとり親家庭相談</b>  <b>障がい児者相談(福祉サービスの 利用・障がい理由とする差別・合 理的配慮及び虐待防止)</b>  <b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2227 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
<b>行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行 為等の手続き)予約開始: 3/1(火) 8時30分～</b>	3月18日(金) 14時～16時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	<b>児童虐待相談</b>  <b>婦人・ひとり親家庭相談</b>  <b>障がい児者相談(福祉サービスの 利用・障がい理由とする差別・合 理的配慮及び虐待防止)</b>  <b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
<b>消費生活相談(商品やサービスなど 消費生活全般)</b>	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 2階 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820	<b>障がい児者相談(福祉サービスの 利用・障がい理由とする差別・合 理的配慮及び虐待防止)</b>  <b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/障がい福祉課 障がい児者相 談支援センター係 ☎(21)2219 FAX(21)2682
<b>合同相談</b> (行政相談・人権相談)  ◆移動県民相談も同時開設	◆3月8日(火)、22日(火) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	<b>就労支援相談(事前に要予約)</b> (40歳未満の就労相談)	第2木曜日(次回3月10日) 10時～12時、13時～15時	※祝日除 く 栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191
	◆3月17日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室 市民生活課 ☎(21)2122	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	
	3月22日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館 2階 小会議室 市民生活課 ☎(21)2122	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時		
<b>市民相談</b> (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122	<b>高齢者相談</b> (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援セン ター ☎(21)2245・2246
			<b>もの忘れ相談</b> (認知症の専門員による相談)	3月11日(金) 10時～11時30分	本庁舎 1階 市民スペース/栃木中央地域 包括支援センター ☎(21)2171・2246